

障がい者福祉サービス

庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もとす7月号をご覧ください。

▶問い合わせ…福祉敬愛課 障がい福祉係 ☎058-323-7752

障害者手帳などの交付

障がいのある人が各種の援助や相談を受けるための身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を行います。

申請に必要なもの

身体障害者手帳：指定医師による診断書(指定の様式)、本人の顔写真(縦4cm×横3cm)、申請者本人のマイナンバーカード

療育手帳：本人の顔写真(縦4cm×横3cm)、申請者本人のマイナンバーカード

精神障害者保健福祉手帳：精神保健指定医師その他精神障がいの診断または治療に従事する医師による診断書(指定の様式)または障害年金証書など、本人の顔写真(縦4cm×横3cm)、申請者本人のマイナンバーカード

障がい者(児)の手当

精神または身体に障がいのある在宅の障がい者(児)などに対し手当を支給します。

対象者

特別障害者手当：著しく重度の障がいがあるため常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の障がい者

障害児福祉手当：著しく重度の障がいがあるため常時の介護を要する在宅の20歳未満の障がい児

特別児童扶養手当：中度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している人

※いずれも認定基準や所得制限などの受給要件があります。

障害福祉サービス・地域生活支援事業

障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

障害福祉サービス：介護給付、訓練等給付 など

障害児給付：通所給付、入所給付 など

地域生活支援事業：日常生活用具(パルスオキシメーター、電気式たん吸引器、蓄便袋・蓄尿袋など)の給付、意思疎通支援、移動支援、日中一時支援 など

補装具費の支給

身体上の障がいを補うために、補装具(補聴器、義肢、車椅子など)の購入・貸与・修理費の助成を行います。

自立支援医療

<更生医療>

身体上の障がいに対し、日常生活能力などの回復。または障がいの軽減、改善をするために必要な医療費の一部を公費で負担します。自己負担額は、原則、費用の1割です。

<精神通院>

精神障がい者の通院医療費に要する費用のうち、「医療保険分と自己負担の1割分」を除く費用を公費で負担します。自己負担額は、原則、費用の1割です。

<育成医療>

18歳未満の身体に障がいのある児童で、指定の医療機関の医師が、手術により治療が期待できると認めた場合、医療費の自己負担金の一部を公費で負担します。自己負担額は、原則、費用の1割です。

※いずれも所得などに応じた減免制度があります。

その他助成制度

- 自動車改造費用の助成
- 自動車運転免許取得費用の助成
- 重度身体障がい者介助用自動車購入・改造費用の助成
- ニュー福祉機器購入費助成
- 難聴児補聴器購入費等助成
- 理髪サービス事業
- 紙おむつ購入費助成事業
- 重度障がい者タクシー利用助成事業
- 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費補助

※いずれも認定基準や所得制限などの受給要件があります。

相談支援

本人や家族が地域の中で安心して生活できるよう、各種相談支援を行います。

名称	窓口	連絡先
障害者基幹相談支援センターえがお(障害者虐待防止センター)	福祉敬愛課内	☎ 058-323-1145 FAX 058-323-1144 E-mail egao@city.motosu.lg.jp
精神保健福祉相談会(月1回、要予約)	福祉敬愛課	☎ 058-323-7752

高齢者福祉サービス

庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もとす7月号をご覧ください。

▶問い合わせ…福祉敬愛課 高齢福祉係 ☎058-323-7754

高齢者の生活支援

高齢者が地域全体に支えられながら、安心した生活を送ることができるよう、さまざまな支援を行っています。

- 紙おむつ購入費の助成
- ねたきり老人等介護者慰労金の支給
- 理髪サービス利用料の助成
- 緊急通報装置の貸与
- 救急医療キットの支給
- 雪害対策費(雪下ろし・庇補強)の補助
- 生活管理指導短期宿泊事業
- 高齢者タクシー利用助成
- シニア元気いきいき支援(温泉入浴券等の交付)
- 認知症高齢者等位置情報検索サービス利用料の助成
- 認知症高齢者等見守りシールの交付
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入

相談支援

本巣市地域包括支援センターは、もとす広域連合の委託を受けた**公的な高齢者の総合相談窓口**です。

「介護保険サービスを利用したい」「最近思うように動けなくなった」「悪質な訪問販売の被害に遭って困っている」「虐待に遭っている」「近所の一人暮らしの人が心配」などさまざまな相談を受け付けています。

■問い合わせ 本巣市地域包括支援センター ☎058-324-5166
下真桑1199番地1 (真正老人福祉センター内)

本巣市成年後見支援センターは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を円滑に利用できるよう相談支援を行います。市では、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が所属している一般社団法人 ぎふ権利擁護センターに外部委託しています。

■問い合わせ 本巣市成年後見支援センター 真正分庁舎 福祉敬愛課内 ☎058-323-7754

一般社団法人 ぎふ権利擁護センター ☎090-8457-9800
山県市高富1238番地1

介護保険制度とは

介護保険制度は、40歳以上の全員が加入し、介護や支援が必要となった人を社会全体で支援する仕組みです。

本巣市では、瑞穂市、北方町と合同で「もとす広域連合」を設置し運営しています。

介護保険に加入するのは

年齢によって加入の仕方は2種類に分かれ、介護サービスを利用できる条件も異なります。

●65歳以上の人は…「第1号被保険者」
一人ずつに被保険者証が交付され、介護が必要であると認定された人(どんな病気やけががもとで介護が必要になったかは問われません)が介護サービスを利用できます。

●40歳～64歳の人は…「第2号被保険者」
特定疾病により、介護が必要であると認定された人が介護サービスを利用できます。

介護サービスを利用するためには

まずは介護保険の認定申請をしてください。申請の窓口は、もとす広域連合、市役所の各分庁舎です。地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・介護保険施設などに、申請を代行してもらうこともできます。

- ◆申請に必要なもの
- 介護保険の被保険者証(40歳～64歳の人は健康保険の被保険者証)
 - かかりつけ主治医の氏名、病院名、所在地、電話番号
 - 医療保険証の記載事項

申請すると、心身の状態を調べるために、本人と家族などへの聞き取りの訪問調査を行い、その結果と主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査し、介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が認定されます。

■問い合わせ もとす広域連合 ☎058-320-2221
下真桑1000番地 (真正分庁舎内)



高齢者福祉サービス



障がい者福祉サービス